

学童保育所をご利用中の保護者各位

小金井市子ども家庭部児童青少年課

熱中症事故防止に係る熱中症特別警戒情報「熱中症特別警戒アラート」発表時の学童の対応について

日頃より本市の学童保育所行政へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

熱中症警戒情報「熱中症警戒アラート」より危険度の高いことを示す、熱中症特別警戒情報「熱中症特別警戒アラート」が令和 6 年 4 月に創設されました。

そのため、今後、「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、公設学童保育所で迅速な対応が図られるよう、当面の対応について下記のとおり取りまとめました。

つきましては、お子様の安全を確保し、健康被害を防ぐため、ご家庭においても「熱中症特別警戒アラート」等の環境省からの発表に備えていただけますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

環境省から、前日の午後 2 時頃「熱中症特別警戒アラート」が発表された翌日（熱中症特別警戒当日）は、市立小・中学校の措置にならない、公設学童保育所を「臨時休所」とします。

環境省ホームページから抜粋

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の概要（キーマッセージ）

- ・ 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- ・ 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！

2 やむを得ず、学童保育所での保育を必要とされる場合

保護者は前日の午後 7 時までに翌日の来所予定の連絡をしてください。保護者は当日のお子様の体調を確認の上、8 時以降必要な時間からお子様を連れて登所し、直接指導員に預けてください。熱中症特別警戒アラート発令中は降所時も必ずお迎えに来てください。

3 その他

- (1) 「熱中症特別警戒アラート」と「熱中症警戒アラート」は別のものです。熱中症警戒アラート発令では、臨時休所とはなりません。
- (2) 熱中症特別警戒アラートは、東京都内全ての情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 3.5 以上の際に、前日の午前 10 時に予告、前日の午後 2 時に正式発表されます。

※ 東京都内には、暑さ指数（WBGT）の情報提供地点が 11 か所（小河内、青梅、八王子、府中、練馬、東京、江戸川臨海、大島、三宅島、八丈島、小笠原）あります。

【問合せ先】

小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係
電話 042-387-9847